

介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 049-296-7677 (9時30分～17時30分)

担当 生活相談員 介護支援専門員

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 鳩山松寿園の概要

(1) 提供できるサービスの種類：介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護及びそれに付随したサービス。

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	鳩山松寿園東館
所在地	埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘四丁目1番3号
介護保険指定番号	介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護 (埼玉県 1173202167号)
サービス提供対象地域	坂戸市・鳩山町・毛呂山町・越生町・ときがわ町・東松山市

(3) 施設の職員体制

	人数	業務内容
施設長(管理者)	1名(常勤専従)	サービス管理全般
医師	1名(非常勤)	診療、健康管理等
生活相談員	1名以上	生活上の相談・入退所管理
管理栄養士	1名以上	栄養管理等
機能訓練指導員	1名	個別機能訓練計画作成
介護支援専門員	1名以上	サービス計画の立案作成・管理等
看護職員	4名以上(常勤換算)	医療的処置・健康管理業務等
介護職員	34名以上(常勤換算)	日常介護業務
事務職員	1名	一般事務・会計管理
調理職員	外部委託	入居者の食事提供

※介護保険法の人員配置基準を遵守しています。

(4) 施設の詳細の概要

設備名	部屋数	設備名	部屋数
居室ユニット	90室	家族室	1室
ショートユニット	10室	相談室	1室
共同生活室・キッチン	10室	厨房	1室
静養室	1室	洗濯室	1室

機械浴室・脱衣室	各 3 室	会議室	1 室
個浴室・脱衣室	各 10 室	事務室	1 室
地域交流スペース	1 室	介護材料室	9 室
スタッフルーム	3 室	ほふく室（乳児室）	1 室
医務室	1 室	保育室	1 室

3. サービス内容

①入所時の利用者の状況確認

事業者は入所時の利用者の状況等について把握するため、利用者又はご家族から既往歴・現況等についてお伺いします。

②食 事 朝食 7：30～

昼食 11：45～

おやつ 15：00～

夕食 17：30～

以上の他、湯茶等のサービスがあります。

短期入所ユニットの共同生活室又は居室においておとりいただきます。

③入 浴 週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の身体状況に応じ清拭となる場合があります。

④介 護 ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

更衣介助、排泄介助、体位変換、移動介助、食事介助、シーツ交換等。

⑤生活相談 生活相談員又は介護支援専門員に、介護以外の日常生活に関することも相談できます。

⑥緊急時対応 利用者の容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかにご連絡いたします。

⑦喀痰等吸引 看護職員と介護職員の連携共同による医療的ケアとして、医師の指示、家族の同意等条件が整っている利用者に限り、介護職員が口腔内の痰の吸引を行います。

⑧安全管理 防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑨行政手続き 行政手続きの代行を施設にて受付いたします。ご希望の際は、職員にお申し出下さい。ただし、手続きに係わる実費は、その都度お支払い頂きます。

⑩所持品等の保管

特別な事情のある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品の種類・量には制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑪レクリエーション・行事

ユニット毎に季節に応じた行事を行います。また、施設全体でも行事を計画し実施いたします。

⑫その他のサービス

ア) 通院サービス：定期受診や体調不良による受診は、原則としてご家族に付き添いをお願いしています。緊急またはご家族の対応が困難な場合は施設職員が対応いたします。

イ) 理美容サービス：当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途掛かります。

ウ) その他のサービス：介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申し出を受け、ご相談させていただきます。

4. 利用料金

1 単位の単価

介護保険の報酬は「単位制」で算定され、地域区分ごとに乗率が異なります。鳩山町は7級地で1単位の単価は10.17円です。

(1) 施設利用料金

1) 短期入所生活介護費（基本介護報酬で1割が自己負担額です）

居室の種類	要介護度	1日当たりの利用料金		1日当たり自己負担額
		単 位／日	利用料／日	
ユニット型個室	要支援 1	529 単位	5,379 円	538 円／日
	要支援 2	656 単位	6,671 円	668 円／日
	要介護 1	704 単位	7,159 円	716 円／日
	要介護 2	772 単位	7,851 円	786 円／日
	要介護 3	847 単位	8,613 円	862 円／日
	要介護 4	918 単位	9,336 円	934 円／日
	要介護 5	987 単位	10,037 円	1,004 円／日

2) 報酬の加算

加算項目	1日当たりの加算額		1日当たり自己負担額
	単 位	利用料	
①看護体制加算（Ⅰ）4単位 （予防は除く）（Ⅱ）8単位	12 単位／日	122 円／日	13 円／日
②サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位／日	183 円／日	19 円／日
③夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18 単位／日	183 円／日	19 円／日
④送迎加算（片道）	184 単位／片道	1,871 円／片道	188 円／片道

通常の送迎実施区は鳩山町・坂戸市・毛呂山町・越生町・ときがわ町・東松山市です。
上記以外の送迎は実費料金がかかります。

⑤介護職員等処遇改善加算Ⅱ	施設利用料（基本報酬）と加算分で算出された、介護報酬合計額の 13.6%に相当する額（自己負担額はその 1 割）の支払いを受けます。
---------------	--

（２）滞在費

ユニット型個室滞在費は、室料と光熱水費の相当額を、下表の通りに支払いを受けます。

利用者負担段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
ユニット型個室	880 円／日	880 円／日	1,370 円／日	1,370 円／日	2,066 円／日

（３）食費

食費は、（食材料費+調理費）の相当額を、下表の通りに支払いを受けます。

利用者負担段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
食材料費+調理費	300 円／日	600 円／日	1,000 円／日	1,300 円／日	1,445 円／日

（４）教養娯楽費：実費（新聞・雑誌・趣味活動等）

（５）通常送迎区域外の送迎費の実費料金

- ①通常の事業の実施地域を超えてから、片道 20 k m未満 1,000 円
- ②通常の事業の実施地域を超えてから、片道 20 k m以上 50 円×走行 k m

（６）その他の料金

- ① 特別食：実費（施設で提供する献立以外で、本人の希望による出前や弁当等）
- ② 日常生活に必要な身の回り品の費用：シャンプー・リンス・歯ブラシ・歯磨き粉・嗜好品・個人で使用するティッシュペーパー等、個人で使用する日用品につきましては実費で購入していただきます。

（７）利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合は、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合には、利用期間中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

(8) 支払い方法

- ① 利用月の料金の合計額を、翌月 15 日までに請求させていただきますので、請求書兼領収書が到着した日から 10 日以内に指定銀行口座にお振り込みいただくか、現金でお持ちください。(現金でお支払いの場合はお釣りの無いようにお願いします)
- ② 事業者印のある領収書が必要なときは、請求書兼領収書を施設にご持参ください。利用者からの料金支払いが確認でき次第領収印を押印いたします。
- ③ 請求書兼領収書を再発行する場合は、実費を請求させていただきますので、大切に保管してください。

(9) 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合には、事前にご説明をしてご承認を頂きます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

担当のケアマネジャーにご利用の希望日をお伝えください。

施設の空床状況と利用限度額の調整を行ってから利用決定となります。

ご利用の予約は 3 ヶ月前からできます。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に介護予防短期入所生活介護又は短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合・・・入所した日の翌日
- ・介護保険給付でサービスの利用を受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合・・・・・・・・・・非該当となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合・・・・・・・・・・死亡したその翌日

③ その他

- ・利用者がサービス利用料金の支払いを 30 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に払わなかった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合又はやむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、30 日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがござい

ます。なお、この場合契約終了後の予約は無効となります。

- ・利用者が、次に掲げる園内禁止行為を行った場合、身元引受人と事業者が協議し、改悛の情がないときは、契約を終了させていただきます。この場合には文書で通知することなく、2日間以内に退所していただきます。
- ・けんか、口論、暴力行為、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- ・政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- ・指定した場所以外で火気を用いること。
- ・施設内の秩序・公序良俗・風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- ・サービス従事者または他の入所者が迷惑する性的行動、性的虐待、痴漢行為を行うこと。
- ・サービス従事者または他の入所者に対し、セクシュアルハラスメントによる精神的、肉体的に被害を及ぼす言動または行為を行うこと。
- ・無断で施設または備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- ・感染症に罹患し、他の利用者へ伝染の恐れがある場合は、入院または文書で通知することなく即日退所していただきます。
- ・利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときはその利用に要する実費を請求します。

6. 緊急時の対応方法

ご利用者に様態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかにご連絡いたします。

(緊急連絡先)

① 氏 名 _____
住 所 〒 _____
電話番号 _____ 携帯番号 _____
続 柄 _____

② 氏 名 _____
住 所 〒 _____
電話番号 _____ 携帯番号 _____
続 柄 _____

(主治医)

病 院 名 _____
医 師 名 _____
住 所 〒 _____
電話番号 _____

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 虐待の防止に関する事項

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を行うこととします。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 to開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を準備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to実施します。
- ④ 前③号に掲げる措置を適切 to実施するための担当者をおきます。

9. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、下記の必要な措置を講じるものとします。

- ① 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ② 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

10. 提供するサービスの第三者評価実施状況

第三者評価の実施の有無	有・ <u>無</u>
-------------	-------------

介護予防短期入所生活介護又は短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

<所在地>埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘四丁目1番3号

<事業所名>社会福祉法人 鳩山松寿会

介護老人福祉施設 鳩山松寿園東館 <指定番号：1173202167>

<説明者> _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者からの介護予防短期入所生活介護又は短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者 <氏名> _____ 印

(代理人) <氏名> _____ 印